

まちづくり複合施設等整備事業基本設計町民会議の町民委員を公募します

白鷹町まちづくり複合施設建設に向け、利活用しやすい機能等を検討する「白鷹町まちづくり複合施設等整備事業基本設計町民会議」の委員を募集します。

●任期

委嘱の日から平成28年3月31日（予定）
（注）土・日曜日等休日の日中に概ね月1回程度開催
予定です。

●対象

1. 白鷹町に在住の満20歳以上（応募時）の方
2. 国、地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない方
3. 任期中に概ね月1回程度開催される会議に出席できる方（開催は土、日曜休日開催予定です。）
4. 次の基準を満たす方
 - ①納税等（町税、各種負担金、使用料などを含む）の義務を果たしていること。
 - ②公民権を有していること
 - ③破産者で復権を得ない者でないこと
 - ④成年被後見人、被保佐人、被補助人でないこと
 - ⑤刑執行中の犯罪歴がないこと
 - ⑥暴力団等でないこと

●募集人数

若干名

●応募期間

10月23日（金）まで（必着）

●応募方法

応募申込書に必要事項を記入の上、応募期間内に白鷹町役場企画政策課まで持参又は郵送にてご提出ください。

●応募申込書送付先及び問い合わせ先

〒992-0892
白鷹町大字荒砥甲833番地
白鷹町役場企画政策課複合施設整備係
☎87-0830（直通）
（FAX）85-2128
（Eメール）fukugoushitsu@so.town.shirataka.yamagata.jp

平成28年4月より 本町で初めての**幼保連携型認定こども園**が開園します

今年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、「白鷹町子ども・子育て支援事業計画」により教育や保育の提供を、施設や事業者と共に進めています。計画の中では幼稚園と保育所機能を持つ幼保連携型認定こども園について、「既存の保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、普及・促進を図ってまいります」としています。利用者の要望等を踏まえ、平成28年4月よりあらと保育園とよつば保育園が、幼保連携型認定こども園として社会福祉法人白鷹会の運営により開園します。なお、平成28年度の保育園や認定こども園の入所に関するご案内は、「広報しらたか11月12日号」に掲載し、その後申し込みを受付けます。

Q1 幼保連携型認定こども園とは？

こども園には、ほかに幼稚園型や保育所型などがあります。幼保連携型は幼稚園と保育所の機能を持ち、利用者の教育や保育への要望等にお応えすることができます。また、保護者の就労の有無にかかわらず、施設の利用が可能になります。

Q2 保育や教育の時間は？

2・3号認定（保育認定）のお子さんは今までと同じです。1号認定（教育標準時間認定）のお子さんは1日4時間程度の利用を基本とし、時間を延長して利用することもできます。

Q3 入所の手続きは？

入所を希望するこども園へ「施設型給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書」等必要書類を提出します。町からこども園を通じて支給認定証を送付します。入所決定に関する案内はこども園から連絡します。

Q4 保育料の金額はどのようになるの？

2・3号認定のお子さんは今までと同じです。1号認定のお子さんは町で定める1号認定の金額になります。保育料はこれまで町へ納めていただきましたが、1号認定も含めすべてこども園へ納めていただくこととなります。また、こども園が独自に設定する預かり保育等の負担がある場合もあります。